



青 森 県 報

第二千二十四号

平成十四年五月二十二日 (水曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病の発生.....	(畜産課).....	一
保安林の指定解除予定.....	(林政課).....	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領.....	(漁政課).....	二
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課).....	三
建設業者の許可の取消し.....	(鰯ヶ沢県土整備事務所).....	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了.....	(東地方農林水産事務所).....	三
正 誤		
平成十四年三月二十九日号外第二十七号訓令中.....	(人事課).....	三

告 示

示

青森県告示第二百七十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	三戸郡五戸町	平成十四年五月二十八日
		畜	一	三沢市	"

青森県告示第二百七十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木村 守 男

- 解除予定保安林の所在場所
十和田市大字切田字方平一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年五月十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一の一三及び六一の一九の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ昭和五十三年九月二十五日付け青森県指令第四八三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 青森市大字奥内字川合地先に設置された奥内漁港東防波堤灯台（北緯

四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒）から三〇一度一分四九秒二九九・六九メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇・七五メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・四六メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇四・一九メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・五七メートルの地点

の地点 の地点から一二三度四二分四・六一メートルの地点

の地点 の地点から一四二度三〇分五・九六メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分四・四〇メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇五・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇・六九メートルの地点

3 面積

一、〇二四・四七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一の一三及び六一の一九の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とクの地点を結ぶ昭和五十三年九月二十五日付け青森県指令第四八三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

アの地点 青森市大字奥内字川合地先に設置された奥内漁港東防波堤灯台（北緯

四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒）から三〇一度一分四九秒二九九・六九メートルの地点

イの地点 アの地点から七七度四四分一〇・七五メートルの地点

ウの地点 イの地点から三四七度四四分〇・四六メートルの地点

エの地点 ウの地点から七七度四四分一〇四・一九メートルの地点

オの地点 エの地点から一六七度四四分〇・五七メートルの地点

カの地点 オの地点から一二三度四二分四・六一メートルの地点

キの地点 カの地点から一四二度三〇分一七・〇二メートルの地点

クの地点 キの地点から二五七度四四分一二五・四〇メートルの地点

3 面積

四 埋立地の用途
漁港施設用地

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五戸台地土地改良区の定款の変更を平成十四年五月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 長尾建設
- 二 氏名 長尾 和子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡稲垣村大字下繁田字磯松三三の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第九六八四号
- 五 取消年月日 平成十四年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木一式、建築一式、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事業が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年五月二十二日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

地区名	県営土地改良事業の名称	工事業完了年月日
奥内第三	水田農業確立排水対策特別事業	平成一三・三・二五
下小国	高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業）	一三・二・八
奥内第三	ほ場整備事業	一四・三・二五

正 誤

平成十四年 五月二十七日 号外第二十七号	発行年月日 発行番号
訓令甲	区分
第二〇号	番号
ハ	ページ
下	段
一	行
第十三号を	誤
第十二号を	正

人 事 課

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭